

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷十第

行發日一月三年九正大

論說

消費税に於ける累進課税……………法學博士 神戸 正雄

社會の存續……………文學士 高田 保馬

鎌倉時代の家族制度(二)……………文學博士 三浦 周行

明治の米價調節(五)……………法學士 本庄榮治郎

所得税均等負擔の理想と實現(一)……………法學士 汐見 三郎

キヤナンの富の概念に就きて(二完)……………法學士 石川 興二

時事問題

家賃騰貴と都市計畫……………法學博士 戸田 海市

官吏の待遇を論ず……………法學博士 小川郷太郎

國庫制度の改定に就きて……………法學士 大森 研造

雜錄

交通機關論の交通論における地位……………法學士 小島昌太郎

米國勞働者家計三十年間……………法學博士 河田 嗣郎

岡山藩の開墾策(二完)…………………………黑 正 巖

●官吏の待遇を論ず

小川 郷太郎

第一、緒言

第二、物價騰貴と官吏の社會上地位の低落

第三、官吏生活窮迫の實狀

第四、官吏生活窮迫の影響

第五、結論

第一 緒 言

題して官吏の待遇を論ずといふ、主として我國に於ける官吏の俸給の低きに失せることを論究せんとするのであるが、官吏の旅費、又は公吏の俸給、雇員の給料等に論及することもあらう。

一體官吏は政務を行ふ局に當て居つて、國家を代表して居るものである、故に其私生活上に於ても其社交に於ても、自然に人より尊敬せられる丈の威嚴を保たねばならぬ、即ち社會上の地位は相當に高く中流階級より下るべきではない、中流階級に屬すとすれば、それにふさはしき生活を營む爲めに必要な所得を得ねばならぬ、然り而して官吏は職務に忠實でなければならぬから素

より他の營業に關係すべきでない、從て官吏の所得は俸給の外にないのが普通である、そこで俸給は官吏の身分相應に生活を營み得ることを保障せねばならぬ、官吏が身分相應の生活をなして居れば、現代を呪ふが如き考を起すに由ない、從て官吏の思想は穩健で、過激に流れないのが、普通である、是れ官吏が中流階級の中心として常に革命に對する防波堤となる所以である。

所が官吏の俸給が他との比較上減じて來て、身分地位に應ずる生活を營むこと出来ないやうになれば、官吏は社會上に於ては下層階級に入ることとなる、さうなれば官吏は自然に自覺して現在の社會制度を疑はずに居られないやうになる、是に於て官吏の社會問題は起つて來るのである。

第二 物價騰貴と官吏の社會上地位の低落

官吏の社會問題は物價の騰貴より來て居る、故に先づ物價の騰貴と俸給の増加とを比較對照して考究せねばならぬ、

今物價に就て考ふるに戰爭以來騰貴して已まない、近來殊に甚しい様である、日本銀行朝日新聞商業會議所等の調査に徴するに、大正八年十一月の一般物價は戰爭以前大正三年六月の物價に比

すれば大體三倍にも達して居る、其の中でも纖維工業品の如きは戦前に比し大阪にては五倍、東京にては四倍となつて居る、東京と大阪との差違は指數を取る方法が異り、又品物が異て居る爲めに外ならぬ、東京にても白木綿は五倍強、毛斯綸は約六倍程騰貴して居る、生糸及其製品に至ては東京は三倍を過ぎ、大阪は二倍半に達して居る、是に依て之を觀るも必需的織物は奢侈的織物よりも更に騰貴して居ることが判る、穀物に就ていへば、今日の物價指數は戦前の物價指數一〇〇に對し東京は二九二、大阪は二六九、穀物以外の食料品は、戦前の物價指數一〇〇に對し、東京は二七一、大阪は二八五に達し、三倍弱騰貴して居る。次に建築材料は如何といふに、今日の物價指數は戦前物價指數一〇〇に對し、東京は二四九、大阪は三四七となつて居る、是れ亦三倍前後の騰貴である、其他住居に關する品物の物價は概して三倍内外に達して居る。

二

今物價の騰貴が生活費に及ぼす影響を考ふるに穀物其他の食料品が三倍、纖維工業品が四五倍、住居に關する品物が三倍騰貴して居るとすれば、生活費は少くとも三倍以上膨脹せねばならぬ、されば戦前生活費を辨じて餘裕の多からざる所得を得て居つた者は、今日に於ては其三倍以上の所得を得るにあらざれば生活出來ないことになる、處で我國官吏の俸給は戦争以來少しも改むる所なく、大正八年度に至て五割の臨時手當を給するといふ豫算が出來た、其の後、下級官吏には

尙多少の手當を増し七八割の増加になるものもあると云ふことである、大正九年度の豫算は七分乃至十割の増俸を見積つてある、平均七割餘に當る譯である、併し物價の三倍も騰貴せる時に際して俸給の七割餘を増加すると云ふことは、戦前に較べ官吏の生活を低落せしむることに歸するのである、若し戦前の俸給で官吏の生活が保障されてあつたと云ひ得るならば、今日の俸給は官吏の生活を保障せざるものと云はねばならぬ。

余は此點に就て衆議院に於て高橋藏相と質問應答を重ねたが、藏相は左の如く辯明して居る。
生活に必要な必需品の價は戦前に比べて三倍乃至二倍半位に上つて居ります、併し乍ら三倍乃至二倍半に上つて居るからして必ずそれだけのものを與へなければ今日生活は出来ないといふものでない、斯様な場合に於ては政府に於ても財源に制限がある譯である、さう十分にやる譯に往かない、而して又俸給生活者に於ても儉約をしなければならぬ。

余が官吏の俸給は官吏の生活を保障するの趣旨ではないかとの質問に對し藏相は、

「今日の俸給にして官吏に成り手がないと云へば、官吏の俸給の少いといふことが事實に於て證明せられるのであるが、兎に角今日の程度に於て安んじて職務を執つて居る人がある以上は官吏の俸給ばかり非常に少いと一概に論ずる譯に行かぬ。」

と答へ、更に余が、生活費が戦前に比し三倍乃至二倍半も高まつて來た今日、七割餘の増俸をなすに止まらば、戦後の俸給は以て生活の保障をなさざるものと謂へる、然らざれば戦前の俸給は多きに失して居つたといはねばならぬと論じた所、藏相の答辯は次の如くである。

「仲々どうも八益しいやうですが、俸給制度論といつても能く考へて御覽なさい、昔は官吏程好いものになかつた、官吏の志

望者は多かつた、然るに段々民間の專業が發達して來ると、生活上からいつて困難でないだけのものを受取つても、片方に好いものが出來ると、官吏の志望者は少くなるこいふ時代も出て來る、生活の安定を與へるこいふことであるが、生活状態は人々に依つて違つて居る、今日大體見渡した所で此位の所で治まるこいふ考てやつたのであります、あなたのやうに理論が一贯せぬからと言つたら治りが着かない。」

國家が官吏を待遇する趣旨斯の如しとせば、國家は官吏の生活を脅威して居ると謂つても過言であるまい。

三

官公吏は此の如く物價の騰貴に拘らず之に伴て其所得を増すことが出來ず生活の脅威を受けて益々其地位を下しつゝあるが、職工其他の普通労働者は如何といふに段々に所得を増しつゝある様である。

今東京商業會議所の調査に依て東京市内諸職工賃金の昂騰を見るに、明治三十三年に於ける平均率指數一〇〇に對し、大正三年には一四四となり、大正八年九月には三二二となつて居る、今日の勞賃は正しく戦前の勞賃の二倍二割餘に騰て居るのである、更に之を職名別に示すと左の如くである。

職名	大正三年九月	大正八年九月
男	二五〇	五七一
女	一九六	四七八

染物職 (賄付) 二二一
 袋物職 (同) 二〇八
 和服仕立職 (同) 一一四
 洋服仕立職 (同) 二〇〇
 鑄物職 一〇八
 鍛冶職 二二六
 船大工職 一二二
 活版植字職 一七六
 版摺職 一四四
 下駄職 一三七
 靴職 一三〇
 塗師職 (賄付) 一二五
 鋸工職 一五七
 大工職 一四一
 左官職 一二九
 屋根職 一二三
 指物職 一〇六
 經師職 二二六
 疊刺職 一一一
 建具職 九五
 石工職 一一一
 植木職 一三〇
 菓子製造職 一二六
 醬油造職 (賄付) 一二三

時事問題 官吏の待遇を論ず

二二一 三六八
 二〇八 二七七
 一一四 一四六
 二〇〇 二五〇
 一〇八 三二三
 二二六 三二六
 一二二 二六八
 一七六 三七六
 一四四 三三三
 一三七 四二一
 一三〇 三〇〇
 一二五 三一三
 一五七 三九二
 一四一 二六四
 一二九 二二五
 一二三 二六九
 一〇六 二六四
 二二六 二五八
 一一一 二一八
 九五 二六三
 一一一 二〇〇
 一三〇 二九六
 一二六 二三〇
 一二三 六八八

第十卷 (第三號 一〇五) 四一三

源	夫	一九三	二八七
日 雇 人	夫	一三三	二九六
下	男 (賄付)	二〇〇	六〇〇
下	女 (同)	二二五	五二五

此表で見ると、職工の勞賃は職に依て多少異れども、概ね二倍以上騰貴して居ることが判る、鑄物職工、鍛冶職工、下駄職工、醬油造職工、下男下女に至ては、三倍も騰貴して居るのである、さうすると、是等勞働者の勞賃は物價騰貴に殆ど伴て來て居ると謂はねばならぬ。

余は之に關聯して米國の例を引用して見たいと思ふ、ブラッドストリート誌に據るに、紐育州内各種工場の勞働者の收入を各週平均したものと、米國に於ける食料品小賣値段を比較するに、一九一四年六月に於ける指數を一〇〇とすれば、次の如くである。

一九一九年	月	勞 賃	物 價
一	月	一八一	一八七
二	月	一七四	一七四
三	月	一七五	一七七
四	月	一七四	一八四
五	月	一七五	一八七
六	月	一七七	一八六

是で觀ると米國に於ける勞賃と物價とは殆ど同じ程度に騰貴して居る。

我國に於ける勞賃と物價とは米國に於けるやうに、並行して居ないけれども、物價三倍に騰貴せる時に際し勞賃は平均二倍二割に増して居る以上相伴て居るといふことが出来る。こは官公吏に於けると全く反對である。是れが勞賃と俸給とは同じく人の勤勞に對する報酬であり乍ら、實際に於て大に趣を異にすることを反證するものである。

此數字の證明は重大なる意義を有して居る、即ち物價騰貴に依て官公吏の地位は大に下りつゝ、あるのであるが勞働者の地位は然らざることである、是に至て官公吏は勞働者階級よりも上の階級に屬して居るといひ得られなくなるのである、是れ官公吏といふ新中流階級の滅亡を證するものにあらずして何であるか。

第三 官吏生活窮迫の實狀

物價騰貴の度合と俸給勞賃の増加の度合とを比較して見ると、勞働者生活の窮せざるに反して官公吏生活の窮迫せることが前述の如く一般的に概論せられるが余輩は更に進んで具體的に官吏の生活の如何に窮迫して居るかを明にして見たい。全國に亘つたる調査は中央政府が企てざれば之を能くし得ない、そこで余輩は或地方に於ける官吏生活の實狀を調査しそれで全體を推すの資料としやうと思ふ。其に就て調査せる地方とは富の程度の比較的低くして生活費の餘り高からざる

る地方である、從て生活難の比較的起り難い所であると謂つてよろしいのであるが、而も次の如き結果を得たのである、調査の時期は大正八年八月である。

第一に雇員弁に判任官の俸給が以て實際の生活を支ふるに足りて居るか否かを吟味しやう。

先づ雇員に就ていへば、其最も簡易生活を營む者は下宿者であるから、其下宿者のみを選んで十圓給のもの七人、十二圓給のもの十五人、十三圓給のもの二十八人、十四圓給のもの十一人、十五圓給のもの十一人、十六圓給のもの三人、計七十五人を得て之を調査した處、其一人當平均下宿料と生活上避くることの出来ない雜費（日用雜貨理髮湯錢洗濯代通信費新聞雜誌代及び公課等）の一人當平均所要金額とを月給臨時手當に對照すると左の如き結果が出て來たのである。

俸給別	俸給、臨時手當合計	下宿料	雜費	同上に對し月收額の月收額過不足(△)	過不及(△)割合
十一圓給	12,000	1,700	2,200	△ 2,100	17.5%
十二圓給	14,000	1,700	2,200	△ 2,100	15.0%
十三圓給	12,700	1,700	2,200	△ 2,100	16.5%
十四圓給	11,000	1,700	2,200	△ 2,100	19.1%
十五圓給	11,000	1,700	2,200	△ 2,100	19.1%
十六圓給	10,000	1,700	2,200	△ 2,100	21.0%

是に依て之を觀れば、臨時の手當として五割を増されても、下宿料并に雜費を支拂ふに足らざる有様である、併し下宿者と雖ども此外に被服費を要すること論ずる迄も無い、其被服費として避くべからざる數種目に就て計算するも、一ヶ月平均所要額は三圓九十六錢となる、是が故に雇員の下宿者が一月に要する衣食費は約二十七圓に上るべく、之に醫藥費交際費等を加ふるときは、一ヶ月の費用は三十圓を下ることない。雇員は多くは中學校を卒業せるものである、そこで中學校以上を卒業した人の最低生活費は三十圓を下ること出来ないといふべきである。

雇員であつても、斯の如く三十圓を要す、判任官となればモット多くの生活費を要すべきである、故に判任官の生活費は少くとも四十圓に見積らねばならぬ、併しこは下宿生活に就て計算を立てたるに過ぎぬ、判任官が妻を迎へ子を設けると最低生活費は更に上て來る、夫妻共下宿するとしても六十圓を要するのである、處で判任官は普通二人以上の子女を有するが故に、最低生活費は九十圓以下に落つることなからう、こは子女二人の費用が大人一人分の費用に當るものと看做しての計算である、然るに判任官の俸給と臨時手當とを見るに左の如くである、(圓單位)

	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級
俸給月額	2,400	2,100	1,800	1,500	1,200	900	600	300	0	0	0
臨時手當	400	300	200	100	0	0	0	0	0	0	0
月收計	2,800	2,400	2,000	1,600	1,200	900	600	300	0	0	0

臨時手當は五割として計算したが實際最下級には七八割を給してあるといふ事である、大正九年度の増俸は三百圓以下の者に十割、六百圓以下の者に七割、千二百圓以下の者に六割を増すことになつて居ると聞く、これでは尙最低生活費をさへ辨すること出来ぬと謂はねばならぬ。

●●●●●
 奏任文官の俸給は級俸と號俸との二方面より定まつて居るが、其最下級は年俸五百圓のがあり(第四號俸)、七百五十圓のがあり(第一號俸第三號俸第五號俸)、千圓のがある(第一號俸)、月給に換算すれば四十圓、六十圓、八十圓を少々超して居ることになる、之に五割の臨時手當を加ふるとするも、六十圓九十圓百二十圓少々のものとなるに過ぎぬ。此最下級より漸次上級に上るとしても、一級毎に年俸百圓を加へズット上の級になりて一級毎に年俸二百圓若くは三百圓を加ふるに過ぎないで、最高級千五百圓(第四號俸)、二千圓(第三號俸)、二千五百圓(第二號俸)、三千圓(第一號俸第五號俸)となつて居る、大正九年度の増俸案によれば奏任下級の年俸六百圓以下の者には七割、年俸千二百圓以下の者には六割、年俸三千圓以下の者には五割を増すことになつて居ると聞く。

奏任官下級の者は以て生活を維持すること出来ず、上級の者も以て地位に應じたる生活の出来ないことを知るべきである。

余は茲に亦俸給衣食者を労働者に比較して見たい。

大正八年十二月に於ける京都市内に於ける労働者の勞賃状態に關し京都商業會議所の調査に依るに左の如くである。

職業	最高	普通	最低
菓子製造月和	10.00	10.00	10.00
醬油醸造(賄付)月	10.00	10.00	10.00
機織(賄付)男	10.00	10.00	10.00
機織(賄付)女	10.00	10.00	10.00
綿打	10.00	10.00	10.00
袋物(賄付)	10.00	10.00	10.00
洋服仕立	10.00	10.00	10.00
煉瓦製造(家賃及薪炭給付)	10.00	10.00	10.00
車製造(晝賄付)	10.00	10.00	10.00
大工	10.00	10.00	10.00
左官	10.00	10.00	10.00
瓦葺	10.00	10.00	10.00
煉瓦積	10.00	10.00	10.00
疊積	10.00	10.00	10.00
建具刺	10.00	10.00	10.00
植木	10.00	10.00	10.00

時事問題 官吏の待遇を論ず

塗師	2.00	2.50	1.50
靴下	2.00	2.00	1.50
靴	2.00	2.00	1.50
煙草	1.10	1.00	2.00
刻	1.10	1.00	2.00
活版植字	1.20	1.20	1.10
版摺	1.20	1.20	1.10
下男 (賄付月)	10.00	15.00	10.00
下女 (同)	10.00	10.00	8.00

これで見ると、勞賃は其高きものにありては月々九十圓百圓から百五十圓に上る譯である、是れ正しく判任官の最上級奏任官の下級の俸給に匹敵して居る、若し夫れ鐵工業造船工業の職工に至ては茲に調べが無いが、モット高い勞賃を得て居るに相違ない、月々二百圓以上を收むる者蓋し少くあるまい、是れ正しく奏任官の上位以上の俸給(第四號俸)に當るのである、然るに勞働者は勞働服を着て働きの官吏は洋服や羽織袴を着て勤務に服せねばならぬのであるから、官吏の生計は勞働者の生計よりも苦しいと謂はねばならぬ、此く論じ來らば官吏は最高級を除く外勞働者の階級に落ちる、而も多くは其階級中の上位をも占め得ざるものと斷せねばならぬ。

大正九年度の増俸は下に厚く上に薄くするの方針を以て實現せられるさうである。判任官の最下級は十割を増されることにならうが、それでも月俸四十圓となるに過ぎぬ、正しく下宿住まひ

の最低生活費を辨するの額であつて、判任官の地位に應ずる生活を保障するものではない、余輩の見る所を以てすれば、判任官には月俸六十圓を最下とし約三倍位増俸すべきである、斯くすれば物價の騰貴に比例して増すことになる、蓋し俸給少き者にありては、衣食住の必須的費用が支出の全部若くは最も多き割合を占むるが故に物價の騰貴に比例して増さねばならぬからである、此くして初て戦前に於けると同じ程度の生活を保障することになるのである。奏任官でも月俸百圓以下の者にありては判任官と同様の割合で増俸せねばならぬ、それ以上の者は既に増歩合を低くしてよいが、高官でも少くとも二倍の増俸をせねばならぬ、それ迄に達せざる増俸は不徹底で、官吏生活を脅かすの譏は依然として免るゝこと出來ない。

三

第二に旅費に就て之を見るに、現行規則に據れば、鐵道賃、船賃、車馬賃、宿泊料、日當、食卓料等の細目に分て支給することゝなつて居るが、其額が極めて少い、大正七年七月十六日より三割、大正八年四月よりは五割を増給することになつたけれども尙實費を支辨すること出來ない状態である。官吏が轉任を命ぜられたるときに於て殊にさうである、尤も官吏が轉任を命ぜられたるときは、移轉料を給せらるゝものであるが、其額が甚だ少い、然るに官吏が家族を有する場合には之を伴ひ、家を提げて移轉せねばならぬから、移轉料にも大なる不足を生ずるのである。

今、前と同じ地方に於て大正七年一月より大正八年六月迄に行はれた轉任者三百七十餘人の實績に就て調査した結果に依ると其一人當平均旅費額と實費との關係は左の如くである。

支給旅費額	實費合計	實費に對し旅費額の過不足(△)	同上割合
委任	107,110	107,110	100%
判任	107,628	107,628	100%
世帯持	107,628	107,628	100%
下宿	107,628	107,628	100%

これに依て觀ると、委任官以上の轉任にありては其實費は規定に依る支給旅費額の約三倍を要することが常であり、判任官の轉任にありては單身赴任の場合と家族同伴赴任の場合とに於て異なる、前者にありては支給旅費を以て實費を支辨するに足るも、後者に至ては平均二割以上の不足を生ずることになる、併しこは平均であるが、實際に於ては其同伴する家族の多少に依り、交通の便否に依り、轉任期節の如何に依り、支給旅費と實費との關係は非常に變ずるものである、即ち家族數の少き者にありては旅費の不足は一割以下に止まるものもあるが、家族數の多き者にありては旅費の不足は二十割三十割乃至六十割に達するものがある、又交通の便利なる場所の轉任者は三割内外の旅費不足で濟み居るも、交通の不便なる場所の轉任者は旅費の十割内外より二十割三十割以上の不足を生じて居る、更に期節の好き時に於ける轉任者は旅費の四割内外の不足で居るが、期節の惡しき時に於ける轉任者は旅費の二十割以上の不足を見て居る。

以上の調査は旅費の割増なき時と三割の割増ありし時と五割の割増をなしたる時とを包括して居るが、五割の割増を以てしても、尙甚しき不足があるのである。

之を要するに、官吏は出張を命ぜらるゝ毎に旅費に不足を生じ、轉任を命ぜらるゝ毎に旅費に大不足を生じて居るのである、是れ一種の罰俸を見たやうなものである。俸給が常に大に餘裕を存するものならば、之を以て旅費の不足を補ふ事も出来やうが、俸給は前述へたる通り以て十分に生活を維持するに足らざる以上は出張并に轉任の爲に生ずる旅費の不足は勢ひ負債に依て之を補ふより外あるまい、而して轉任に次ぐに轉任を以てせば、負債に重ぬるに負債を以てするの已むなきに至るであらう、是れ、國家が權力を以て官吏の生活を脅かして居るとも謂ふべきである。下級官吏にして此負債を免れんとするものは或は家族を携帶して轉任することを避け、單身任地に赴て下宿生活をなすやうになる、是れ我國に於ける家族制度を殊更に打破するものである、或は家族一同が出發赴任の途に就くを避けて、單身赴任し後日私かに家族を呼び寄すものもある、更に甚しきは汽車に乗るに際して一種の策略を用ひ、出發驛から次の驛迄二等車に乗り、其處で三等に乗り換へ、更に轉任地の前の驛で二等に乗り換へ以て體面をつくるはんとするものもあるといふ。實に天下の慘事と謂はねばならぬ。

以上論ずる所に依て見れば、俸給といひ、旅費といひ、官吏生活を脅威するものにあらざるは

なく、官吏をして中流階級より下層階級に下らしめて居ると斷せねばならぬ。

第四 官吏生活窮迫の影響

官吏の多くが俸給で生活を維持すること出来ない現状に在ること既に論じたる通りであるが、其影響する所は頗る重大である、第一には子弟を十分に教育することが出来ぬ、判任官と雖ども其子弟を小學校に通はしめて義務教育を終らしむることは難しとする所であるまいが之を中學校に送り更に高等の學校に送ることは出来ないやうになる。若し子弟を自分の膝下より離して他地で就學せしむるとせば、下宿生活だけに三十圓を要し、それに學費を加ふれば少くとも四十圓を要する、四十圓は正に判任官下級の俸給である、されば判任官は到底子弟の中等教育高等教育をなすこと出来ぬ、高等官と雖も、多くの子弟に高等教育を施すことは六ヶ敷くなる、二三人の子弟を有するとせば百圓以上を其教育費に割かねばならぬが、それは正しく高等官下級の俸給であり勅任官俸給の三分一若くは四分一に當るからである。此くして子弟の中等教育若くは高等教育を施すこと出来ぬとすれば、勞働者として職に就かしむるか、若くは雇員其他の下級の事務員として糊口の資を得せしむるより外ない、是れ子弟を驅りて下層階級に入らしむるもので、斷じて中

流階級の地位を保たしむる所以でない、果して然らば官吏は自己が下層階級に落ち行くのみでなく、子弟をして長へに同じ下層階級に呻吟せしむることを覺悟せねばならぬ、是に於て官吏も亦現代の社會制度に疑を抱かざるを得なくなつて來る、從て思想問題に這入つて來るのである。

二

第二に、官吏が生活の保障を得ないとすれば、高材逸足の士は官界を去るやうになり、高材逸足の士は官界に入らぬやうになる、そこで官吏の種の粒が悪しくなつて來る、又從前の饑官界に止まるものと雖ども、生活難に遇ひ、進ては一家を形ること出來ず、退ては高利貸に責めらるゝに至り品性の上に瑕瑾を生ずるやうにならぬとも限らぬ、何れにしても官吏の生活の窮迫は、官吏の墮落の結果を齎らし來るものと謂ふことが出來る、併し乍ら官吏の墮落は國家の衰頹を醸すものである、國家衰頹して吾れ人獨り幸であることは有り得べからざる事である、此く觀じ來らば此影響も思想問題に這入つて來ねばならぬ。

近頃新聞紙の傳ふる所に依れば、巡查の中に殺人強盜を犯したる者が出來、小學校男教師で女教師を殺害したる者も出來て來たとの事である、多くの下級官公吏の中に、偶々道心の微なる者ありたりとて致し方ないやうであるけれども、吾々の生命財産を護つて呉れるべき人が、吾々の生命財産を脅かし、吾々の子弟を教化すべき人が、殘忍酷薄の手段を示すに至ては、現代社會組

織の根柢を動搖さして居ると評せねばならぬ、是れ一には巡査や小學校教師の種の粒が悪しくなつたのにも因らうが、又一には彼等の生活難が彼等を驅つて茲に至らしめたものともいへるのである、兎に角此の如きことが白晝公然と行はるゝに至ては、何人も其堵に安んずること出来ぬ、今暫く小學校教師に就て考へ見んに、小學校教師は吾々の子弟を朝から晩迄預て教育して呉れるのであるから、其人格の高き人を要求するは自然である、蓋し小學校教師の人格が低くなればなる程子弟に對する影響は悪しくなるからである、而して此の如き悪影響は世の父兄たる者の忍びざる所である、故に世人は小學校教師の犯罪を聞て驚かざるを得ない譯である、然るに驟て小學校教師の經濟状態を見るに、慘の慘たるものがある、即ち小學校教師の俸給は平均月給二十五圓であつたが臨時手當を給するに及て平均四十圓位になつて居るであらう、平均四十圓の月給では下宿屋に籠城するより外ない、妻を娶り家庭を作することは夢想することも出来ない、若し強て家庭を作るものあらば、借財をなすの覺悟なければならぬ、此の如き境遇にある人に、高い人格を要求するは、少しく無理の注文である。然り而して小學校教師も人なれば、家庭を作りたいといふ生理的慾求を持つて居ること今更論ずる迄もない、此家庭を作りたいといふ生理的慾求と家庭を作り得ないといふ經濟的事情とは、相戦て終に男女の間に人目を忍び私に情を通ずるやうなことが出来、果ては相手方を殺すが如き慘事も演ぜらるゝに至るのである、果して然らば小學校教師

に對する俸給の薄いことそれ自身が小學校教師の墮落に對し、犯罪に對し、半分の責を負はねばならぬ。

三

以上述ぶるが如く、官公吏等の俸給に衣食する新中流階級は戰爭以來經濟界の激變に遭遇し生活難に陥り、進ては以て子弟を教育すること出來ず、退ては一家の口を糊すること出來ないやうになり、現代社會に對して疑を抱かざるを得ざるに至つて居る、之と同時に他方には官吏の墮落が人をして眉を擽めしめ、延て現代の國家を呪ふやうにもなつて居る、此時に方りて現代の國家社會に慊らず、之を根本的に改造し、革命の事業を遂くべしとの思想が傳はつて來た、響應せざらんとしても得べからずといふ譯である、今や、革命の思想は燎原の火の如くで、何物をも焼き盡さねば止まぬ勢である、此勢を助けたものは中流階級殊に官吏生活の窮迫といふ事實である、中流階級殊に官吏生活の窮迫は革命思想に對して地ならしをしたやうのものである、此地ならしがなかつたならば、我國の思想界は彼が如く急轉直下するやうのことなかつたであらう、そこで吾々は官吏生活の窮迫は革命思想養成の畑であつたと斷言せんとするのである。

第五 結 論

以上論ずる所に依て之を觀れば、我國現代に於ける官吏階級は所謂新中流階級を形くつて居つて、資本家労働者の中間に位し其思想も穩健であるべきに拘らず、實際に於ては戰爭以來殊に資本家階級と遠かりて、労働者階級に落ち、甚しきは衣食に窮する者も出來て來た、偶々革命思想の歐米より傳はるに會し、是等の生活に窮する者は争て其信者となり、茲に革命思想の横溢ともいふべき氣分が漲つて來たのである、之を放任して赴くべき所に赴かしむると、我國の運命は豫め測り知ること出來ぬ、蓋し思想は思想として之を退治するより外ない、革命思想そのものを權力に依て抑ゆることは到底出來ない相談である、そこで今日に於て革命思想に對する策は、其革命思想の傳播する原因を取去るに在るのである、革命思想の傳播して已まぬ原因は官公吏等の新中流階級が生活に窮迫し、下層階級に落ち行きつゝあることである、是が故に我國今日に於ける魚眉の急は中流階級殊に官公吏階級を救ふ事である、若し夫れ是等中流階級に生活の安定を得せしめんか、彼等教養ある士、何を苦んをか自ら革命の渦中に投すべき、人心は自ら穩かとなり、險惡の空氣は自ら緩和し、以て社會國家を殺さざることが出來、以て現在社會の弊を矯めて行くことが出來やう。是が故に吾人は危機に瀕せる此官公吏を救ふことを絶叫せねばならぬ。(完)